

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 体育施設担当
不利益処分名	徳島市民津田夜間運動場・徳島市民津田第二夜間運動場の利用の承諾の取消し等
根 拠 法 令	徳島市体育施設条例
根 拠 条 項	第14条
連 絡 先	津田体育協会（連絡先は文化スポーツ振興課（電話 621-5426）までお問い合わせ下さい。）
処 分 基 準	<p>利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 体育施設の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(4) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p> <p>(5) 利用の承諾に付した条件に違反したとき。</p> <p>(6) 偽りその他不正の手段により利用の承諾を受けた事実が明らかとなったとき。</p> <p>(7) 徳島市体育施設条例若しくは徳島市体育施設条例施行規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。</p>
	参 考 事 項
	設定等年月日

処分基準

基準